

# 総合計画の推進について

## 1 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」(平成 24 年 12 月策定)

ふくしまの進むべき針路を示した本県の最上位の計画。

**【総合計画の構成】**

第 1 章 [ふくしまの特性と時代潮流] … 本県の人口・経済の展望 等  
 第 2 章 [ふくしまの目指す将来の姿] … 基本目標、礎と 3 本の柱 等  
 第 3 章 [政策分野別の主要施策] … 22 の政策分野の方向性と主要施策  
 第 4 章 [地域別の主要施策] … 県内 7 地域の基本方向と主要施策  
 第 5 章 [計画の推進のために] … 人口減少・高齢化対策プロジェクトと復興計画の 10 の重点プロジェクト



## 2 進行管理の基本的な考え方

総合計画の着実な推進を図るため、取組の進捗評価や直面する問題点などを整理し、今後の取組につなげる。

また、復興計画の 10 の重点プロジェクトを総合計画の重点プロジェクトとして位置付けていることから、両計画の進行管理を一体的に進める。

評価結果は、報告書として分かりやすい形で取りまとめるとともに、ホームページに掲載するなど、広く周知を図るものとする。

### 3 進行管理の進め方

#### (1) 第一次評価（福島県）

福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の各章に掲げる施策等の取組状況や進捗状況等を確認・評価し、現在の課題や今後の方向性等について“各種調書”にまとめる。

#### (2) 第二次評価（総合計画審議会）

福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の施策の取組状況について機動的かつ効果的な第三者評価を実施するため、福島県が作成した“各種調書”をもとに、総合計画審議会において審議を行い、各委員の意見をとりまとめ、知事に対して具申する。

また、総合計画の第3章〔政策分野別の主要施策〕、第5章〔重点プロジェクト〕の施策や取組は、相互に密接に関連していることから、総合計画の「ふくしまの“礎”と“3つの柱”」に基づく4つの分野をベースに、対応する「重点プロジェクト」の進捗状況と合わせて、一体的かつ集中した審議を行う。

#### 【一体的かつ集中した審議】

##### < 総合計画 >

##### < 対応する重点プロジェクト >

##### 〔ふくしまの礎〕人と地域が輝く“ふくしま”

- (1) 子ども・子育て
- (2) 教育
- (3) 文化・スポーツ、人々の活躍の場づくり
- (4) まちづくり・地域づくり
- (5) 過疎・中山間地域
- (6) 避難地域の再生・避難者の生活再建



- 人口減少・高齢化対策プロジェクト
- 子ども・若者育成支援プロジェクト
- 避難地域等復興加速化プロジェクト
- 生活再建支援プロジェクト

##### 〔柱Ⅰ〕いきいきとして活気に満ちた“ふくしま”

- (1) 農林水産業
- (2) 商工業・サービス業
- (3) 再生可能エネルギー
- (4) 雇用・産業人材の育成
- (5) 観光・交流
- (6) 交流基盤・物流基盤



- 人口減少・高齢化対策プロジェクト
- 農林水産業再生プロジェクト
- 中小企業等復興プロジェクト
- 新産業創造プロジェクト
- 風評・風化対策プロジェクト
- 復興まちづくり・交流支援ネットワーク
- 基盤強化プロジェクト

##### 〔柱Ⅱ〕安全と安心に支えられた“ふくしま”

- (1) 健康づくり・健康管理
- (2) 医療
- (3) 介護・福祉
- (4) 日常生活の安全と安心
- (5) 原子力災害対策
- (6) 大規模災害対策・危機管理体制



- 心身の健康を守るプロジェクト
- 環境回復プロジェクト
- 復興まちづくり・交流支援ネットワーク
- 基盤強化プロジェクト

##### 〔柱Ⅲ〕人にも自然にも思いやりにあふれた“ふくしま”

- (1) 人権の尊重・男女共同参画社会
- (2) 思いやりと支え合い
- (3) 自然環境・景観の保全、継承
- (4) 低炭素・循環型社会



- 生活再建支援プロジェクト
- 風評・風化対策プロジェクト
- 新産業創造プロジェクト(省エネ)

(3) 意見具申に対する対応方針と施策への反映（福島県）

意見具申に対する県の対応方針をとりまとめ、この内容を踏まえ、次年度の予算編成（既存事業の見直し、新規事業の構築）を行う。

#### 4 地域懇談会について

地域別の主要施策の推進に当たり、課題や今後の取組の方向性の検討に生かすため地方振興局ごとに開催し、地域の意見等を伺う。

(1) 開催日程

7月目途で詳細日程を調整する。

(2) 懇談会の出席者及び内容

ア 出席者

地域で様々な活動をしている方々（5～6名程度）

イ 内容

地域別の主要施策を推進する上での課題や今後の取組の方向性を中心に、地域の方々から直接意見を伺う。

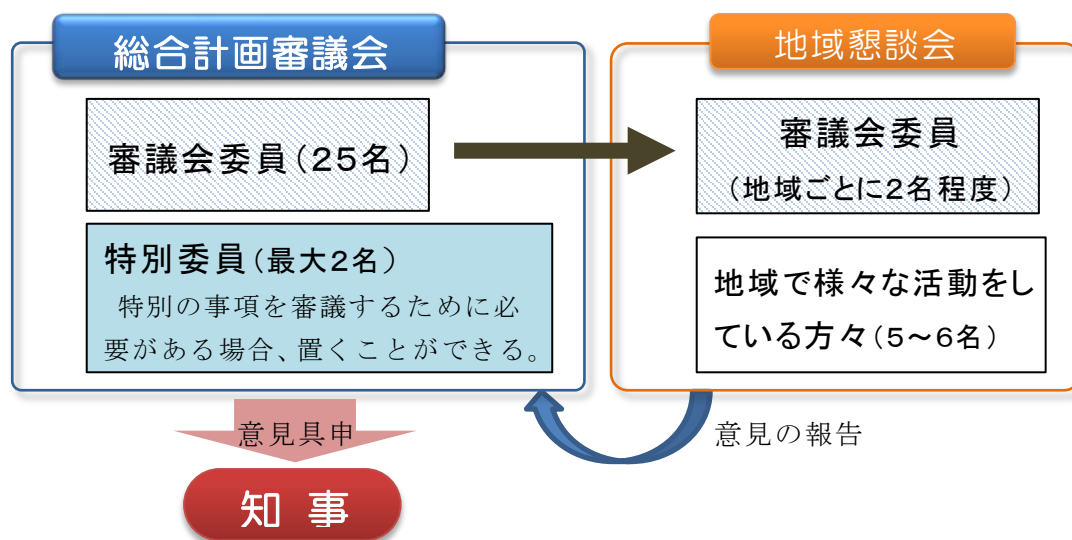
(3) 意見の反映

地域懇談会で出された意見は、各地方振興局が行う地域別の主要施策の施策を構成する取組の進捗状況の評価に反映させるとともに、今後の施策の展開に生かしていく。

(4) 総合計画審議会委員の対応

地域懇談会にそれぞれ2名程度出席

※ 県内各地域の実情を知ってもらうとともに、総合計画の推進や施策の取組状況の評価に生かす。また、県民の方々に総合計画の役割等について伝えてもらうために出席を依頼するもの。



## 5 平成28年度のスケジュール（予定）

